

修正後	修正前
<p>目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 <u>医療分野研究開発推進計画</u> (第十八条)</p> <p>第五章 健康・医療戦略推進本部 (第十九条―第二十八条)</p> <p>附則</p> <p>第四章 <u>医療分野研究開発推進計画</u></p> <p>第十八条 健康・医療戦略推進本部は、政府が講ずべき医療分野の研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及に関する施策（以下「医療分野研究開発等施策」という。）の集中的かつ計画的な推進を図るため、健康・医療戦略に即して、医療分野研究開発等施策の推進に関する計画（以下この条及び第二十条第二号において「医療分野研究開発推進計画」という。）を作成するものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 <u>医療分野の研究開発の推進</u> (第十八条・第十九条)</p> <p>第五章 健康・医療戦略推進本部 (第二十条―第二十九条)</p> <p>附則</p> <p>第四章 <u>医療分野の研究開発の推進</u> (<u>医療分野研究開発推進計画</u>)</p> <p>第十八条 健康・医療戦略推進本部は、政府が講ずべき医療分野の研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及に関する施策（以下「医療分野研究開発等施策」という。）の集中的かつ計画的な推進を図るため、健康・医療戦略に即して、医療分野研究開発等施策の推進に関する計画（以下この条、次条及び第二十一条第二号において「医療分野研究開発推進計画」という。）を作成するものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(独立行政法人日本医療研究開発機構の中核的な役割)</p> <p>第十九条 <u>医療分野研究開発推進計画は、独立行政法人日本医療研</u></p>

第五章 健康・医療戦略推進本部

第十九条 (略)

(所掌事務)

第二十条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

(削る)

四・五 (略)

第二十一条 (略)

(健康・医療戦略推進本部長)

第二十二条 本部長の長は、健康・医療戦略推進本部長(次項、次条

第二項及び第二十四条第二項において「本部長」という。)とし、
内閣総理大臣をもって充てる。

究開発機構が、研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備並びに研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成において中核的な役割を担うよう作成するものとする。

第五章 健康・医療戦略推進本部

第二十条 (略)

(所掌事務)

第二十一条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 独立行政法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第

号)第八条又は第二十条の規定により意見を述べること。

五・六 (略)

第二十二条 (略)

(健康・医療戦略推進本部長)

第二十三条 本部長の長は、健康・医療戦略推進本部長(次項、次条

第二項及び第二十五条第二項において「本部長」という。)とし、
内閣総理大臣をもって充てる。

2
(略)

第二十三条～第二十八条 (略)

附則

(削る)

2
(略)

第二十四条～第二十九条 (略)

附則

(独立行政法人日本医療研究開発機構が成立するまでの間の読替え)

第四条 独立行政法人日本医療研究開発機構が成立するまでの間における第二十一条第四号の規定の適用については、同号中「第八条又は」とあるのは、「附則第四条において準用する同法第八条又は同法」とする。